

障害者自立支援給付支払等システムについて

令和7年3月31日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

1.令和7年度障害福祉サービス等審査支払事務システム関係スケジュール

		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
国	説明会等	★3/14 障害保健福祉関係主管課長会議(説明動画・資料配布)	★3月下旬 障害者総合支援合同担当者説明会(説明動画・資料配布)					9月下旬★ 障害者総合支援合同担当者説明会	
	令和7年度 機能改善等対応		★3/31(予定) インタフェース仕様書(令和7年4月対応) (確定版)の提示		就労選択支援 インタフェース 仕様書(案) の提示			就労選択支援 インタフェース仕様 書(確定) の提示	★10/1施行 就労選択支援
国保中央会		同一世帯における複数児童の上限額管理対応/ 無償化対象児童の所得判定事務の簡素化にかかる対応 に伴うシステム改修		訪問系サービスにおけるサービスコードの修正に伴うシステム改修					
		障害福祉人材確保・職場環境改善等事業に伴うシステム改修				就労選択支援に係るシステム改修		リリース準備	
		令和7年4月対応 ベンダテスト						ベンダ テスト	
		簡易入力システム・取込送信システムリリース		★4/30稼働(予定)		★6/27稼働(予定)		★ 10月末稼働(予定)	
		電子請求受付システムリリース		★4/30稼働(予定)		★6/30稼働(予定)		★ 10月末稼働(予定)	
		審査支払等システムリリース		★5/7稼働(予定)		★6/30稼働(予定)		★ 10月末稼働(予定)	
		伝送通信ソフト(都道府県・市町村版)リリース		★5/15稼働(予定)				★ 10月末稼働(予定)	
国保連合会				1日～ 請求受付開始	複数児童上限額管理対応		1日～ 請求受付開始		
					障害福祉人材確保・職場環境改善等事業 に伴う対応の開始		訪問系サービスコード修正に伴う対応		
都道府県		同一世帯における複数児童の上限額管理対応/ 無償化対象児童の所得判定事務の簡素化にかかる対応 に伴うシステム改修		障害福祉人材確保・職場環境改善等事業に伴う対応の開始					
						就労選択支援に係るシステム改修		ベンダ テスト	
市町村		同一世帯における複数児童の上限額管理対応/ 無償化対象児童の所得判定事務の簡素化にかかる対応 に伴うシステム改修		訪問系サービスにおけるサービスコードの修正に伴うシステム改修			訪問系サービスにおけるサービスコードの 修正に伴う対応の開始(市町村による二次審査)		
						就労選択支援に係るシステム改修			
障害福祉サービス等 事業者		同一世帯における複数児童の上限額管理対応/ 無償化対象児童の所得判定事務の簡素化にかかる対応 に伴うシステム改修		訪問系サービスにおけるサービスコードの修正に伴うシステム改修					ベンダ テスト
		令和7年4月対応 ベンダテスト							

<令和7年4月以降に予定している障害者自立支援給付支払等システムの対応等について>

(1) 令和7年4月(5月審査)からのシステム対応について

以下の内容について、対応を行う。

- ・就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化
- ・同一世帯に複数の障害児がいる場合の上限額管理結果票の電子化

※詳細については、本日説明を行う。

(2) 国保連合会における一次審査の判定レベル見直しについて(警告からエラー(返戻)への移行)

報酬算定ルールに則していない請求情報について、国保連における一次審査の判定レベルを、平成30年度より段階的に「警告」から「エラー(返戻)」に移行する対応を実施している。令和7年度においても、令和6年報酬改定等により追加されたチェックについて、判定レベルの移行を実施する。

(詳細については、「4. 警告からエラーへの移行について」参照)

(3) 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の補助金の算出等事務について

都道府県が実施主体である「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」について、都道府県より国保連合会が委託を受け、補助金の算出事務等を令和7年5月～6月に実施いただく。

(4) 訪問系サービスにおけるサービスコードの修正対応について

令和7年6月サービス(7月受付)提供分より、新たなサービスコードを用いて報酬の請求を行えるよう市町村及び国保連合会の審査システム等の対応をお願いします。

(5) 就労選択支援サービスの施行について

令和7年10月に施行する就労選択支援サービスについて、各システムの対応を行う。また、改修を行う上で必要となるインターフェース仕様書(案)は、5月下旬～6月上旬を目途に発出する予定である。

2. 就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続きの簡素化対応について

(1) 異動連絡票情報等作成の際の留意点

○無償化対象児童に係る所得区分の認定事務の簡素化を実施する市町村等においては、国保連合会へ連携する障害児支援受給者異動連絡票情報等の「所得区分コード」欄について、「99:その他」を設定すること。

障害児支援受給者異動連絡票情報(基本情報)

異動年月日	異動区分コード	証記載 都道府県等番号	受給者証番号	利用者負担上限額情報		無償化対象区分
				所得区分コード	利用者負担上限月額	
20250401	1:新規	123456	1234567890	99:その他	0	2:対象

(2) 請求明細書作成の際の留意点

○受給者証の「負担上限月額」欄が0円の無償化児童の場合、電子請求で作成する請求明細書については、「利用者負担上限月額①」に「0」を設定すること。

都道府県等番号	1	2	3	4	5	6	令和				7	年	4	月分																
助成自治体番号																														
受給者証番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	請求事業者 事業者及びその事業所の名称 XXXXXXXXXX	指定事業所番号				X	X	X	X	X	X	X	X	X	X					
給付決定保護者氏名	XXXXXXXXXX											地域区分	XX																	
給付決定に係る障害児氏名	XXXXXXXXXX																													
利用者負担上限月額 ①											0																			
利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号										管理結果					管理結果額														
	事業所名称																													
サービス種類	X	X	開始年月日	令和	X	X	年	X	X	月	X	X	日	終了年月日	令和			年			月			日	利用日数	X	X	入院日数		
			開始年月日	令和			年			月			日	終了年月日	令和			年			月			日	利用日数			入院日数		
	サービス内容		サービスコード		単位数		回数		サービス単位数		摘要																			
	XXXXXXXXXX		X X X X X X X X		X X X X X X X X		X X X X X X X X		X X X X X X X X																					

3. 同一世帯に複数の障害児が居る世帯における利用者負担上限額管理結果票の電子化について

(1) 周知について

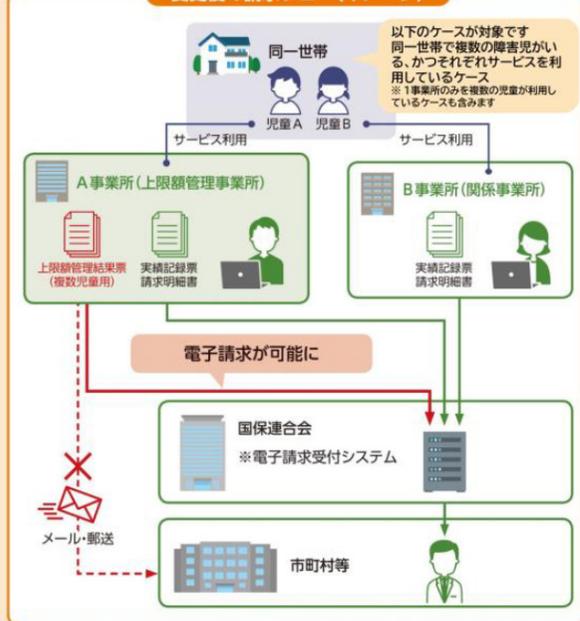
- 令和7年5月請求分より、複数児童用の上限額管理結果票が電子化され、請求明細書等と併せて国保連合会へ電子請求が可能となるため、市町村等におかれましては、障害福祉サービス事業所等に対して周知されたい。
- なお、周知にあたっては、令和6年11月13日付こども家庭庁障害児支援課事務連絡「同一世帯に複数の障害児が居る世帯における利用者負担上限額管理結果票の電子化に係る事務手続等について」にてリーフレットを提供しているため、活用をお願いする。

複数児童用上限額管理結果票が電子化されます

複数児童用の上限額管理結果票が国保連合会で請求可能に

同一世帯に障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する障害児が複数いる場合に、上限額管理事業所が市町村に帳票等で提出していた複数児童用上限額管理結果票を、令和7年5月請求からは請求明細書等と併せて国保連合会への電子請求が可能となります。

変更後の請求フロー(イメージ)



請求に際して

- 令和7年5月請求時(令和7年4月サービス提供分)から電子請求が可能となります。
- 電子請求開始にあたり、特別な手続きは必要ありません。使用している請求ソフトで請求を行ってください。
- 簡易入力システムでは、令和7年4月末頃リリース予定のバージョンアップ後から作成可能です。詳細はリリース時に電子請求受付システムにてお知らせをご確認ください。
- 上限額管理事業所ではない事業所の請求方法は、従前と変わりません。

上限額管理事業所の確認は受給者証を確認しましょう

受給者証の五面(利用者負担に関する事項)をご確認ください。

受給者証(例)	
利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600円
利用者負担上限額管理事業所名	〇〇△事業所
特記事項欄	① 〇〇△事業所 ② 上限額管理対象者(複数障害児)

- ① 利用者負担上限額管理事業所名に記載されている事業所が、上限額管理事業所になります。
- ② 特記事項欄に、同一世帯に上限額管理対象児童が複数いることの記載があります。

請求ソフトでの上限額管理結果票の作成方法に関するお問い合わせは、各ソフト会社にお問い合わせください

簡易入力システムに関するお問い合わせはこちら

障害者総合支援電子請求ヘルプデスク
TEL: 0570-059-403 FAX: 0570-059-433
MAIL: mail@support-e-seikyuu.jp
※操作等に関するお問い合わせ以外については対応できません

上限額管理結果票の提出等に関するお問い合わせはこちら

〇〇市障害者総合支援課
TEL: 00-0000-0000
MAIL: 〇〇.〇〇.jp

3. 同一世帯に複数の障害児が居る世帯における利用者負担上限額管理結果票の電子化について

(2) 国保連合会の一次審査について

○国保連合会にて実施する主なチェック内容は以下のとおり。

○なお、チェックの詳細については、本日資料NO2にて説明を行う。また、令和6年3月29日付事務連絡「市町村等における二次審査の取組に関する事例集」の送付について」にてご連絡している「令和4・5年度障害者総合支援法等審査事務研究会報告書」資料No.2を参照されたい。

NO	分類	チェック概要
1	受給者存在チェック 妥当性チェック	基本情報の「受給者証番号」が、明細情報の「上限額管理対象受給者証番号」にも存在することをチェックする。
2		管理結果が「1」の場合における「管理結果後利用者負担額」のチェックについて、複数明細の「管理結果後利用者負担額」を合算してチェックを実施する。
3		明細情報の「上限額管理対象受給者証番号」が有効な受給者であること等をチェックする。 ・受給者台帳に存在すること ・受給者台帳の利用者負担上限額管理情報が有効であること ・基本情報の「上限額管理事業所番号」が受給者台帳の上限額管理事業所番号と一致していること ・基本情報の「利用者負担上限月額」が受給者台帳の利用者負担上限月額と一致していること
4		明細情報の「総費用額」が、請求明細書の総費用額と一致することをチェックする。 明細情報の「利用者負担額」が、請求明細書の利用者負担額と一致することをチェックする。 明細情報の「管理結果後利用者負担額」が、請求明細書の管理結果後利用者負担額と一致することをチェックする。
5	重複チェック	上限額管理結果票と上限額管理結果票(複数児童)に対する基本情報間の重複がないことをチェックする。
6		上限額管理結果票と上限額管理結果票(複数児童)に対する基本情報・明細情報間の重複がないことをチェックする。
7	請求存在チェック	上限額管理結果票(複数児童)の明細情報に紐づく請求明細書が存在することをチェックする。 なお、上限額管理結果票(複数児童)の修正、取消によって上限額管理対象者ではなくなる場合は、対象者の支払済の請求明細書が存在しないことをチェックする。
8	加算の回数チェック	利用者負担上限額管理加算が算定されている請求明細書の場合、対となる上限額管理結果票(複数児童)に記載されている受給者を範囲に、利用者負担上限額管理加算の算定回数が「1回」であることをチェックする。
9	二次審査での世帯確認	上限額管理結果票(複数児童)で上限管理が行われている請求明細書の場合、請求明細書に対して判定レベル「警告(重度)」を出力する。
10	既存チェックの移設	請求明細書に対して出力していた「EJ98」について、上限額管理結果票と突合せするチェック内容に変更する。 (EJ98: ※受付: 請求明細書の「管理結果」が「1」の場合、「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満の請求はできません)
11	妥当性チェック	上限額管理結果票(複数児童)の明細情報の「事業所番号」が明細情報の「上限額管理事業所番号」の場合に「明細情報」の「項番」に事業所番号の件数以上の値が設定されていることをチェックする。 (EQ78: 受付: 上限額管理結果票の利用者負担額集計・調整欄が上限額管理事業所から設定されていません(相談支援事業所を除く))

4. 警告からエラーへの移行について

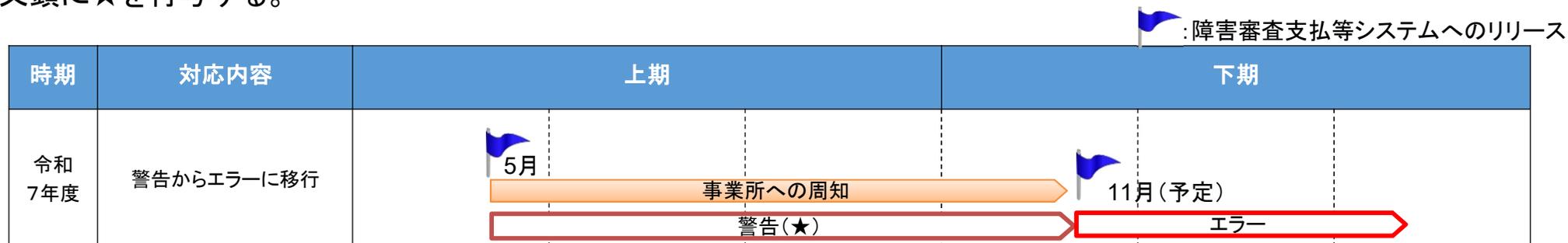
(1) 概要

○令和7年度における警告からエラーへの移行については、これまでと同様に周知期間を設けたうえで、実施予定である。

(2) 対応スケジュール

○「警告」から「エラー」への移行については、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、令和7年11月審査分（令和7年10月サービス提供分）からを予定している。

なお、エラーへの移行を予定しているエラーコードであることが分かるよう、令和7年5月審査分より、エラーメッセージの文頭に★を付与する。



★: 警告(エラー移行対象)

4. 警告からエラーへの移行について

(3) 移行対象エラーコード(案)

○移行対象エラーコード(案)は、以下のとおり。今後、事務連絡にて周知する予定。

なお、メッセージ欄には、「★」を付与した令和7年5月審査時点のエラーメッセージを記載している。

No	エラーコード	メッセージ(※)
1	EQ90	★受付:重度障害者支援加算Ⅰ(起算して180日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅰの「回数」の合計を超えています
2	EQ91	★受付:重度障害者支援加算Ⅰ(180日以内・18点以上)の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅰ(180日以内)の回数の合計を超えています
3	EQ92	★受付:重度障害者支援加算Ⅰ(行動関連項目18点以上への支援)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅰの「回数」の合計を超えています
4	EQ93	★受付:重度障害者支援加算Ⅱ(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅱの「回数」の合計を超えています
5	EQ94	★受付:重度障害者支援加算Ⅱ(起算して180日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅱの「回数」の合計を超えています
6	EQ95	★受付:重度障害者支援加算Ⅱ(180日以内・18点以上)の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅱ(180日以内)の回数の合計を超えています
7	EQ96	★受付:重度障害者支援加算Ⅱ(行動関連項目18点以上への支援)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅱの「回数」の合計を超えています
8	EQ97	★受付:重度障害者支援加算Ⅲ(起算して180日以内)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅲの「回数」の合計を超えています
9	EQ98	★受付:重度障害者支援加算Ⅲ(180日以内・18点以上)の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅲ(180日以内)の回数の合計を超えています
10	EQ99	★受付:重度障害者支援加算Ⅲ(行動関連項目18点以上への支援)の「回数」の合計が重度障害者支援加算Ⅲの「回数」の合計を超えています
11	ER01	★受付:強度行動障害児支援加算(90日以内)の「回数」の合計が強度行動障害児支援加算の「回数」の合計を超えています
12	ER02	★受付:送迎加算(一定の条件)の「回数」の合計が送迎加算(障害児(重症心身障害児を除く)の場合)の「回数」の合計を超えています
13	ER03	★受付:高次脳機能障害支援体制加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
14	ER07	★受付:高次脳機能障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
15	ER08	★受付:緊急時受入加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

※エラーへ移行した後は、文頭の「★」を除いたメッセージとなる(次ページ以降も同様の整理)

4. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
16	ER09	★受付:入浴支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
17	ER10	★受付:喀痰吸引等実施加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
18	ER11	★受付:栄養スクリーニング加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
19	ER13	★受付:医療型短期入所受入前支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
20	ER14	★受付:地域移行促進加算(Ⅱ)の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
21	ER16	★受付:通院支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
22	ER17	★受付:障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
23	ER18	★受付:新興感染症等施設療養加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
24	ER19	★受付:目標工賃達成加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
25	ER20	★受付:人工内耳装用児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
26	ER21	★受付:中核機能強化加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
27	ER22	★受付:中核機能強化事業所加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
28	ER23	★受付:専門的支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
29	ER24	★受付:専門的支援実施加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
30	ER25	★受付:視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
31	ER26	★受付:共生型サービス医療的ケア児支援加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
32	ER27	★受付:個別サポート加算(Ⅲ)の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
33	ER28	★受付:自立サポート加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています

4. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
34	ER30	★受付:訪問支援員特別加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
35	ER31	★受付:多職種連携支援加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
36	ER32	★受付:ケアニーズ対応加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
37	ER34	★受付:人員配置体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
38	ER35	★受付:ピアサポート実施加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
39	ER36	★受付:退居後ピアサポート実施加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
40	ER37	★受付:自立生活支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
41	ER38	★受付:自立生活支援加算(Ⅰ)(情報共有)の「回数」の合計が自立生活支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
42	ER39	★受付:自立生活支援加算(Ⅰ)(課題報告)の「回数」の合計が自立生活支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計を超えています
43	ER40	★受付:地域生活支援拠点等機能強化加算の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
44	ER41	★受付:夜間看護体制加算(看護職員配置追加)の「回数」の合計が夜間看護体制加算の「回数」の合計を超えています
45	ER42	★受付:障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
46	ER43	★受付:要支援児童加算(Ⅱ)の「回数」の合計が基本報酬の「回数」の合計を超えています
47	ER44	★受付:重度障害者支援加算Ⅰ(180日以内・18点以上)の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅰ(18点以上)の回数の合計を超えています
48	ER45	★受付:自立生活支援加算(Ⅲ)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています
49	ER46	★受付:重度障害者支援加算Ⅱ(180日以内・18点以上)の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅱ(18点以上)の回数の合計を超えています
50	ER47	★受付:重度障害者支援加算Ⅲ(180日以内・18点以上)の回数の合計が重度障害者支援加算Ⅲ(18点以上)の回数の合計を超えています
51	ER52	★受付:人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています

4. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
52	PC80	★受付:事業所台帳の「支援体制構築未実施減算の有無」が「有り」の場合に、支援体制構築未実施減算が算定されていません
53	PC84	★受付:事業所台帳の「虐待防止措置未実施減算の有無」が「有り」の場合に、虐待防止措置未実施減算が算定されていません
54	PC88	★受付:事業所台帳の「情報公表未報告減算の有無」が「有り」の場合に、情報公表未報告減算が算定されていません
55	PC90	★受付:事業所台帳の「業務継続計画未策定減算の有無」が「有り」の場合に、業務継続計画未策定減算が算定されていません
56	PC93	★受付:事業所台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員等処遇改善加算は算定できません
57	PC94	★受付:事業所台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員等処遇改善加算は算定できません
58	PC97	★受付:地域連携会議実施加算(Ⅰ)と(Ⅱ)の「回数」の合計が算定可能回数を超えています
59	PK76	★受付:障害児施設台帳の「虐待防止措置未実施減算の有無」が「有り」の場合に、虐待防止措置未実施減算が算定されていません
60	PK77	★受付:障害児施設台帳の「身体拘束廃止未実施減算の有無」の登録内容に該当する減算がありません
61	PK79	★受付:障害児施設台帳の「情報公表未報告減算の有無」が「有り」の場合に、情報公表未報告減算が算定されていません
62	PK80	★受付:障害児施設台帳の「業務継続計画未策定減算の有無」が「有り」の場合に、業務継続計画未策定減算が算定されていません
63	PK90	★受付:障害児施設台帳の「法人等種別」が「国立施設」のため、福祉・介護職員等処遇改善加算は算定できません
64	PK91	★受付:障害児施設台帳の「福祉・介護職員等処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員等処遇改善加算は算定できません
65	PK94	★受付:障害児施設台帳の「支援プログラム未公表減算の有無」が「有り」の場合に、支援プログラム未公表減算が算定されていません
66	PR74	★支給量:請求明細書の有資格者支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「有資格者支援加算(回)」を超えています
67	PR75	★支給量:請求明細書の集中的支援加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の「集中的支援加算」が「1」及び「3」の合計を超えています
68	PR76	★支給量:請求明細書の集中的支援加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の「集中的支援加算」が「2」及び「3」の合計を超えています
69	PR77	★支給量:請求明細書の入浴支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「入浴支援加算(回)」を超えています

4. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
70	PR78	★支給量: 請求明細書の喀痰吸引等実施加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「喀痰吸引等実施加算(回)」を超えています
71	PR79	★支給量: 請求明細書の集中的支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「集中的支援加算(回)」を超えています
72	PR80	★支給量: 請求明細書の緊急時受入加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「緊急時受入加算(回)」を超えています
73	PR82	★支給量: 請求明細書の自立生活支援加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の「自立生活支援加算Ⅰ」が「1」及び「2」の合計を超えています
74	PR83	★支給量: 自立生活援助サービス費Ⅰ、またはⅡを算定する場合、実績記録票の「支援方法」が「1」の明細が2件以上であることが必要です
75	PR84	★支給量: 自立生活援助サービス費Ⅲの算定には、実績記録票の「支援方法」が設定されている明細が2件以上かつ「1」の明細が1件以上必要です
76	PR85	★支給量: 請求明細書の要支援児童加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「要支援児童加算(Ⅱ)(回)」を超えています
77	PR86	★支給量: 保育教育等移行支援加算(入所中)が算定されていますが、サービス提供年月と実績記録票の移行日(年月日)の年月が一致していません
78	PR87	★支給量: 請求明細書の専門的支援実施加算の「回数」の合計が実績記録票の「専門的支援加算(支援実施時)(回)」を超えています
79	PR88	★支給量: 請求明細書の子育てサポート加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「子育てサポート加算(回)」を超えています
80	PR89	★支給量: 延長支援加算(30分以上1時間未満または1時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の延長支援加算が「1」の合計を超えています
81	PR90	★支給量: 請求明細書の通所自立支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「通所自立支援加算(回)」を超えています
82	PR91	★支給量: 請求明細書の自立サポート加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「自立サポート加算(回)」を超えています
83	PR92	★支給量: 請求明細書の訪問支援員特別加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の「訪問支援員特別加算」が「1」の合計を超えています
84	PR93	★支給量: 請求明細書の多職種連携支援加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「多職種連携支援加算(回)」を超えています
85	PR94	★支給量: 請求明細書の強度行動障害児支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「強度行動障害児支援加算(回)」を超えています
86	PR95	★支給量: 請求明細書の自立生活支援加算Ⅰ(課題報告)の「回数」の合計が実績記録票の「自立生活支援加算Ⅰ」が「2」の合計を超えています
87	PZ07	★支給量: 請求明細書の延長支援加算(1時間以上2時間未満)の「回数」の合計が実績記録票の「延長支援加算」が「2」の合計を超えています

4. 警告からエラーへの移行について

No	エラーコード	メッセージ(※)
88	PZ08	★支給量: 請求明細書の延長支援加算(2時間以上)の「回数」の合計が実績記録票の「延長支援加算」が「3」の合計を超えています
89	PZ09	★支給量: 請求明細書の訪問支援員特別加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の「訪問支援員特別加算」が「2」の合計を超えています